

単品スライド条項の運用改定についてのポイント

1 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【主要な工事材料】

鋼材類、燃料油及びその他工事材料

【スライド適用の対象工事】

実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事に係る各変動額が、請負代金額の100分の1に相当する金額を超える工事

(注) 鋼材類、燃料油及びその他工事材料それぞれの増額分が1%を超えたものを対象

2 スライド条項の適用手続

(1) 申請時期

工期末の2月前までに請求

(2) 証明書類の提出(必須)

受注者は、受注者が実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

(注) 燃料油について証明書類が揃わない場合に、主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは、やむを得ない範囲で、その他用途に用いた数量への適用を認めることができる。

(注) 鋼材類について証明書類が揃わない場合に、搬入等の月及び数量の証明書が提出されたときは、適用を認めることができる。

3 スライド額の計算で用いる単価

【鋼材類・その他工事材料】現場に搬入された月の実勢価格

(注) 複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

【燃料油】購入された月の実勢価格

(注1) 複数回にわけて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

(注2) 月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の平均

4 スライド額の計算で用いる対象数量

- ・設計図書に記載された数量
- ・一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量
- ・設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において集計された数量
- ・各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

5 スライド額(S)の計算

- ・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、請負代金額の1%を超える額
 - 【鋼材類】{ 搬入月の実勢価格－設計時点での実勢価格 } × 対象数量^(上記4)…(注)
 - 【燃料油】{ 購入月の実勢価格－設計時点での実勢価格 } × 対象数量^(上記4)…(注)
 - +) 【その他工事材料】{ 搬入月の実勢価格－設計時点での実勢価格 } × 対象数量^(上記4)…(注)
-
- －) スライド前の請負代金額の1%相当額

スライド額(S)

(注) 受注者が実際に購入した際の鋼材類の購入金額合計、燃料油の購入金額合計、その他工事材料の購入金額合計の方が実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入金額を用いて計算する。

(注) 受注者が提出する対象材料の価格、購入先等の証明書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し認められる場合に限り、実勢価格を上回る価格であっても受注者の購入金額を用いて計算する。

(注) 鋼材類、燃料油及びその他工事材料のそれぞれの増額分が1%を超えたものを対象

6 その他

(1) 部分引渡しをした工事の部分、部分払*の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できない。

* 受注者の求めに応じ、既済部分の合格通知に、単品スライド条項の適用対象とすることができる旨の記載があるときは適用可。

(2) 令和4年6月23日以降に請求が行われたものから適用